

## 景観形成基準による景観的配慮項目（工 作 物）

□届出者によるチェック及び記入(景観形成基準と設計指針)

<b>【届出対象行為】</b>	<input type="checkbox"/> 擁壁以外の工作物で、高さ又は長さが 10mを超えるもの <input type="checkbox"/> 高さが 2mを超える擁壁 <input type="checkbox"/> 上記のいずれかで、外観の変更を行なう修繕、模様替、色彩に係る行為
-----------------	--

※印の欄記入しないこと

景 観 形 成 基 準	設 計 指 針	※照合					
	● 工作物の位置・規模は周辺景観と調和したものとする。						
	□敷地境界線からセットバックなど、近隣に圧迫感を与えないように努める。(建築物の位置・規模の項目に準ずる。)	□					
◆形態意匠（形状・材質・色彩・その他の意匠）・高さの最高限度							
形状	①建築物に設ける工作物は、著しく不整形な形状は避けると共に、周辺景観と調和するよう工夫する。	● 工作物の外観は周辺景観と調和した意匠とするように努める。					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">景観計画 P19</td> <td style="width: 65%;">□プラント関連施設、機械式駐車場、建築物本体から突出する煙突や遊戯施設等の工作物を設ける場合には、極力目立たない色彩、形状等の工夫をする。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td>設計指針 P19</td> <td>□意匠・工法の工夫により雨だれによる汚れ等が壁面に目立たないように努める。</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> </table>	景観計画 P19	□プラント関連施設、機械式駐車場、建築物本体から突出する煙突や遊戯施設等の工作物を設ける場合には、極力目立たない色彩、形状等の工夫をする。	□	設計指針 P19	□意匠・工法の工夫により雨だれによる汚れ等が壁面に目立たないように努める。
景観計画 P19	□プラント関連施設、機械式駐車場、建築物本体から突出する煙突や遊戯施設等の工作物を設ける場合には、極力目立たない色彩、形状等の工夫をする。	□					
設計指針 P19	□意匠・工法の工夫により雨だれによる汚れ等が壁面に目立たないように努める。	□					
材質	①工作物の外壁は、汚れ、色あせ、色むら等の目立ちにくい材料の使用に努める。	□極端に劣化しやすい素材は避けメンテナンスのしやすい素材を用いるように努める。(建築物の位置・規模の項目に準ずる。)					
色彩	①工作物の色彩は景観計画【別表一1】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。	□工作物に施す色彩は、極端に刺激性のあるものを避け、周辺景観と調和するよう工夫する。					
その他の意匠	①工作物に設ける点滅する光源については景観計画【別表一2】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。	□点滅する光源を設置する場合は、極端に刺激性のあるものを避け、周辺景観と調和するよう工夫する。また車両用交通信号灯器の認識に支障ないものとする。					
	②高さ 2m を超える擁壁 高さ.....m	□高さが 2m を超える擁壁は、特に周辺景観との調和に配慮し、通りに圧迫感を与えないように、擁壁面の意匠の工夫や、緑化に努める。					
		● 工作物が立地する敷地の外構や敷地境界のしつらえは、周辺景観と調和するよう工夫する。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">設計指針 P19 P22、23</td> <td style="width: 65%;">□外構に設置する駐車場や敷地境界に設置する塀や柵等については、建築物の同等項目に準ずる</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□</td> </tr> </table>	設計指針 P19 P22、23	□外構に設置する駐車場や敷地境界に設置する塀や柵等については、建築物の同等項目に準ずる	□	□		
設計指針 P19 P22、23	□外構に設置する駐車場や敷地境界に設置する塀や柵等については、建築物の同等項目に準ずる	□					

高さの最高限度	景観計画 P19 設計指針 P19	<input type="checkbox"/> 工作物の高さは周辺景観と調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 建築物の屋上に設ける工作物の屋上設置面からの高さ又は工作物の長さは、15m以下又は建築物の高さの5分の1以下のいずれかの小さいものとする。 高さ・長さ $15m \geq 1/5 \geq$ .....m  いずれかの小さいもの <input type="checkbox"/> 建築物の外壁面（屋上を除く）に設ける工作物の設置面から突出先までの最短距離は1.5m以下とする。 .....m	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<b>◆工作物の緑化について</b>			
敷地・区域内の木竹の保全若しくは適切な植栽を行なう面積の最低限度	<input type="checkbox"/> 500 m <sup>2</sup> 以上 3000 m <sup>2</sup> 未満の区域における緑化面積は、既存樹林や既存樹木を含め区域面積当たり 10%（商業地域と近隣商業地域は 5%）以上とし、建築物及び工作物と調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 極力既存木竹の保全を図ると共に、木竹の植栽に当たっては以下により周辺景観の向上に資するよう工夫する。 ・ 樹木は、極力前面道路側に配置する。 ・ 樹木の樹種は、極力地域特性にふさわしい樹種とする。	景観計画 P19 設計指針 P26	<input type="checkbox"/> ①敷地には、周辺の土地利用状況や景観に配慮した緑化を施し、地域景観の向上に寄与するように工夫する。外構、歩道上空地等の利用形態にあった高木、中木、低木を選定し、適切に配置する。 <input type="checkbox"/> ①樹種は、周辺景観への配慮と地域特性にふさわしい樹種を選び、地域景観の向上に寄与するよう工夫する。常緑樹や落葉樹、花や葉が鮮やかになる時期を考慮して適切に配置する。 <input type="checkbox"/> ①既存の樹林や樹木はできるかぎり保全し、地域景観の向上に寄与するよう工夫する。